

魚津市告示第311号

魚津市就学援助に関する要綱の一部改正について
魚津市就学援助に関する要綱（令和5年魚津市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条—第13条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記】 様式第1号・様式第2号 (略)	第1条—第13条 (略) 別表 (第5条関係) 【別記】 様式第1号・様式第2号 (略)

【別記】

改正後

別表（第5条関係）

費目	対象品目等	対象者	支給限度額（年額）
(略)			
新入学児童生徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）	市内在住の準要保護者又は市内在住で翌年度から小中学校に児童生徒が在籍する見込の準要保護者	小学生 <u>64,300円</u> 中学生 <u>81,000円</u>
(略)			

改正前

別表（第5条関係）

費目	対象品目等	対象者	支給限度額（年額）
(略)			
新入学児童生徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）	市内在住の準要保護者又は市内在住で翌年度から小中学校に児童生徒が在籍する見込の準要保護者	小学生 <u>57,060円</u> 中学生 <u>63,000円</u>
(略)			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の魚津市就学援助に関する要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。